

○建設委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
58	建設業法の一部を改正する法律案	衆	三二二	(予)三二二	可決 五二七	可決 五二七	三二二	可決 五二二	可決 五二三	
49	建築基準法の一部を改正する法律案	衆	三二五	(予)三二八	可決 五二六	可決 五二七	三二五	可決 五二二	可決 五二三	
44	民間都市開発の推進に関する特別措置法案	衆	二二六	(予)五一九	可決 五二三	可決 五二五	五二三	可決 五二五	可決 五二〇	
29	治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案	衆	二二二	(予)二二三	可決 五二三	可決 五二五	二二三	修正 五二五	修正 五二〇	
28	砂防法の一部を改正する等の法律案	衆	二二二	(予)二二三	可決 三二六	可決 三二七	二二三	可決 三二四	可決 三二五	
17	水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案	衆	二二二	(予)二二三	可決 三二六	可決 三二七	二二二	可決 三二四	可決 三二五	
11	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	衆	六二、二六	(予)六二、二六	可決 六二、三二六	可決 六二、三二七	六二、二六	可決 六二、三二四	可決 六二、三二五	

80	77
総合保養地域整備法案	国土利用計画法の一部を改正する法律
参	衆
三二五	六三、三四
三三〇	六三、三四 (予)
可 五二四 決	可 六三、五二六 決
可 五二〇 決	可 六三、五二七 決
(予) 三二五 可	六三、三四 可
可 五二三 決	可 六三、五二二 決
可 五二三 決	可 六三、五二二 決

衆議院議員提出法律案（三件）

21	4	3	番号
案 関西文化学術研究都市建設促進法	国際観光文化都市の整備のための 財政上の措置等に関する法律の一 部を改正する法律案	特殊土じょう地帯災害防除及び振 興臨時措置法の一部を改正する法 律案	件 名
建設委員長 (五二三)	建設委員長 (三三四)	建設委員長 (六三、三三四)	提出者 (月 日)
五二三	三三四	六三、三三四	予備送 付月日
五二三	三三五	六三、三三五	本院へ提 出月日
(予) 五二三 可	(予) 三三四 可	(予) 六三、三三四 可	付委員 託会 議
可 五二六 決	可 三二六 決	可 六三、三二六 決	委員 託会 議
可 五二七 決	可 三二七 決	可 六三、三二七 決	本院 議決
			付委員 託会 議
			委員 託会 議
			本院 議決
可 五二三 決	可 三三五 決	可 六三、三三五 決	本院 議決
			備 考

建設

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第一一〇号）

要旨

本法律案は、個人住宅貸し付けについて、耐久性を有する木造住宅等及び二世帯が同居する住宅等の償還期間を延長するとともに、内需の拡大のための緊急かつ時限的措置として、自ら居住するため住宅を必要とする者に対する特別の割増貸付制度を延長する等の措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、個人住宅貸し付けに係る耐久性を有する木造住宅等の償還期間を二十五年以内から三十年以内に延長する。
- 二、住宅改良資金貸し付けに係る貸付金について、新たに貸付後十一年目以後の利率を設定する。
- 三、災害復興住宅補修資金貸し付けの償還期間を十年以内から二十年以内に延長する。
- 四、個人住宅貸し付けに係る二世帯が同居する住宅で償還期間が三十年以内、三十五年以内であるものの償還期間を、それぞれ四十年以内、五十年以内に延長する。
- 五、特別割増貸付制度の実施期間を昭和六十四年三月三十

一日まで延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案は、耐久性を有する木造住宅及び二世帯が同居する住宅等に係る貸付金の償還期間を延長するとともに、みずから居住するための住宅を必要とする者に対する特別割増貸付制度の実施期間を二年間延長しようとするものであります。

次に、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案は、水源地域整備計画及び離島振興計画に基づく事業に係る国の負担割合などの昭和六十二年、六十三年における特例措置を定めようとするものであります。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案は、河川、砂防、地すべり対策及び道路に関する事業の一部につき、昭和六十二年、六十三年における国の負担割合等の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して議題とし、

質疑が行われましたが、その詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終了し、まず住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について、討論なく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事から、各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案の討論に入り、日本社会党・護憲共同を代表して一井委員から反対、自由民主党を代表して井上理事から賛成、日本共産党を代表して上田委員から反対の意見が述べられ、順次採決の結果、両法律案は、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、大森理事から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とするこ

とに決定いたしました。

次に、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づき対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期限を五年間延長しようとするものであります。

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案は、同法の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限を十年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録で御承知願います。

質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、両法律案は、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、最近の財政状況等にかんがみ、国の負担割合等の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、水源地域対策特別措置法の一部改正

水源地域整備計画に基づく事業について、砂防法の一部を改正する等の法律案による昭和六十二年度、六十三年度の国の負担割合等の引き下げ措置にもかかわらず、当該整備計画に係るダム等の指定年度における国の負担割合等を適用する。

二、離島振興法の一部改正

離島振興計画に基づく事業について、離島振興法別表による嵩上げ対象事業のうち、港湾、漁港及び道路の三事業の一部について、昭和六十二年度、六十三年度の国の負担割合等を引き下げる。なお、離島の特殊事情にかんがみ、引き下げ幅の調整を行う。

三、地方公共団体に対する財政金融上の措置

本法律による国の負担割合等の引き下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる。

委員長報告

一五六ページ参照

砂防法の一部を改正する等の法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、最近の財政状況等にかんがみ、国の負担割合等の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の負担割合等に関する特例措置

河川、砂防、地すべり対策及び道路に関する事業のうち、昭和六十一年度における国の負担割合等が二分の一を超えるものについて、昭和六十二年度、六十三年度の国の負担割合等を引き下げる。

二、地方公共団体に対する財政金融上の措置

本法律による国の負担割合等の引き下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる。

委員長報告

一五六ページ参照

治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施するため、新たに昭和六十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定するとともに、河川の整備の一層の推進を図るため、市町村長が河川工事及び河川の維持を行うことができることとするもの等であり、その主な内容は次のとおりである。

一、治山治水緊急措置法の一部改正

一 農林水産大臣は、新たに昭和六十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画の案を、建設大臣は、新たに昭和六十二年度を初年度とする治水事業五カ年計画の案をそれぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならぬものとする。

二 再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況

に対処して特に緊急に施行すべき事業を、五カ年計画の対象である治山事業及び治水事業に含まれないものとする。

二、河川法の一部改正

一 市町村長は、指定区間内の一級河川及び二級河川について、あらかじめ、河川管理者と協議して一定の河川工事及び河川の維持を行うことができるものとし、この場合に、河川管理者に代わつてその権限を行うものとする。

二 市町村長が行う河川工事及び河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とし、国及び都道府県が当該費用のうち改良工事に要する費用の一部を負担するものとする。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する

法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施するため、新たに昭和六十二年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定するとともに、河川の整備の一層の推進を図るため、指定区間内の一級河川及び二級河川について、市町村長が河川工事及び河川の維持を行うことができることとする等であります。

委員会における質疑の詳細は、会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事より各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法案は、民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進するため、民間都市開発推進機構の指定、同機構の業務、国の援助等の特別の措置を定めることにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持増進を図ろうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録により御承知願

ます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事より五会派共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

民間都市開発の推進に関する特別措置法案（閣法第四四号）

#### 要旨

本法律案は、民間事業者によつて行われる都市開発事業を推進するため、民間都市開発推進機構の指定、国の援助等の特別の措置を定めることにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持増進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、建設大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法第三十四条の法人を、民間都市開発推進機

構（以下「機構」という。）として指定することとする。

二、機構は、公共施設の整備を伴う等一定の要件を満たす都市開発事業について、その費用の一部を負担して参加すること、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金を融通すること、必要な資金をあつせんすること等の業務を行うこととする。

三、機構は、長期かつ低利の資金の融通にあつては、日本開発銀行等と協定を締結することとする。

四、政府は、機構に対し、無利子資金の貸し付け及び債務保証を行うことができることとする。

#### 委員長報告

一五九ページ参照

#### 建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

#### 要旨

本法律案は、建築物の防火及び構造に関する技術開発の進展に対応し、木造建築物等に係る防火等に関する制限の合理化を行うとともに、市街地における環境の整備保全を

図りつつ土地の合理的な利用に資するため、道路との関係についての建築物の容積及び高さの制限並びに第一種住居専用地域内における建築物の高さの制限の合理化を行う等の措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、安全上、防火上等の一定の技術的要件に適合する木造建築物等に係る制限の合理化

（一）高さ十三メートルまたは軒の高さ九メートルを超えて建築することができること。

（二）火災の発生のおそれの少ない用途に供するものについては、防火壁の設置を必要としないこと。

（三）準防火地域において三階建てのものを建築することができること。

二、建築物の容積及び高さの制限の合理化

（一）幅員の小さい道路が幅員の大きい道路に接続する場合及び壁面線の指定がある場合について、前面道路の幅員による容積率を割り増すこと。

（二）第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度に、現在の十メートルのほか十二メートルを加えること。



三 道路斜線制限の適用を、一定の範囲内に限定するとともに、道路から後退した建築物については緩和するものとし、あわせて隣地斜線制限についても所要の合理化を行うこと。

四 総合的設計による一団地の建築物の特例について、建てかえ等に関する手続を整備すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、建築基準法の一部を改正する法律案は、建築物の防火及び構造に関する技術開発の進展に対応し、準防火地域において三階建ての木造建築物の建築ができることとする等、木造建築物等に係る防火等に関する制限の合理化を行うとともに、市街地における環境の整備保全を図りつつ、土地の合理的な利用に資するため、道路との関係についての建築物の容積及び高さの制限並びに第一種住居専用地域内における建築物の高さの制限の合理化を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願

ます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事が指定する区域に所在する土地について、権利の移転等の届け出を要する面積の限度を引き下げることができるとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党を代表して上田委員より修正案が提出され、討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、関西文化学術研究都市建設促進法案は、衆議院提出に係るもので、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市の建設を推進しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、建設業法の一部を改正する法律案は、建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資するため、特定建設業の許可基準の改正、監理技術者制度の整備、技術検定に係る指定試験機関制度の導入、経営事項審査制度の整備等を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

#### 建設業法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

#### 要旨

本法律案は、建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資するため、特定建設業の許可基準の改正、監理技術者制度の整備、技術検定に係る指定試験機関の導入、経営審査制度の整備等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、総合的な施工技術を要する指定建設業について、特定建設業の許可を受けようとする者は、営業所ごとに国家資格の取得者等で専任のものを置かなければならないこと。

二、指定建設業に係る特定建設業者が工事現場に置く監理技術者については、国家資格の取得者等とともに、公共工事における現場専任制を確保するための手段として、資格者証を交付すること。

三、技術検定について、その試験を指定機関に行わせることができること。

四、経営事項審査について、経営状況の分析を指定機関に行わせることができること。

五、建設工事紛争審査会の特別委員の任期を一年から二年に延長すること。

#### 委員長報告

一六二ページ参照

#### 国土利用計画法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

##### 要旨

本法律案は、最近における地価の高騰に対処するため、都道府県知事が指定する区域について、現在届け出の対象となっていない小規模な土地取引についても届け出を義務づけることができることとする等の措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、都道府県知事は、地価が急激に上昇し、または上昇するおそれがあると認められる区域を、五年以内の期間を

定めて、監視区域として指定することができること。

二、都道府県知事は、監視区域における土地の権利移転等の届け出を要する面積の限度を、都道府県の規則で引き下げること。

三、都道府県知事は、監視区域を指定した場合には、地価の動向等に関する調査を行うとともに、土地売買等の契約を締結した者に対し報告を求めることができること。

四、国等が土地売買等の契約を締結しようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮すること。

#### 委員長報告

一六二ページ参照

#### 総合保養地域整備法案（閣法第八〇号）

##### 要旨

本法律案は、近年の余暇活動に対する国民の需要の増大と多様化に対応して、すぐれた自然条件の中で滞在しつつ、スポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動を行うことができる地域の整備を、民間事業者の能力の活用に重点を

置きつつ進めるための総合的な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、対象地域

整備の対象となる地域は、(一)良好な自然条件を備えた相当規模の広がりをも有する地域であること、(二)用地の確保が容易であること、(三)民間事業者による関係施設の整備が相当程度行われる可能性があること等の要件を備えた地域とする。

#### 二、基本方針の作成

主務大臣（国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣）は、整備に関する基本的事項、対象地域の設定等について基本方針を定める。

#### 三、基本構想の作成等

都道府県は、主務大臣が定めた基本方針に基づき、対象地域、整備の方針、重点整備地区の区域及び整備されるべき特定民間施設の基本事項、公共施設の整備方針等を定める基本構想を作成し、主務大臣の承認を受ける。

#### 四、基本構想の実施及び助成措置

基本構想に基づいて実施される地域の整備は、民間事業者の能力の活用に重点を置いて行うこととし、国または

地方公共団体は、(一)民間事業者が設置した施設等について租税特別措置法による特別償却、地方税法による特別土地保有税等の減免措置を講ずるほか、必要な資金の確保に努めること、(二)地方公共団体が固定資産税等の不均一課税を行った場合には地方交付税による減収補てん措置を講ずること、(三)民間事業者に対する地方公共団体の出資、補助等に要する経費を地方債対象経費とすること、(四)公共施設の整備の促進に努めるとともに、農地法等による処分、国有林野の活用、港湾の水域利用等について配慮すること等の助成措置を講ずる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました総合保養地域整備法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の余暇活動に対する国民の需要の増大と多様化に対応して、すぐれた自然条件の中で滞在しつつ、スポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動を行うことができる地域の整備を、民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進し、ゆとりある国民生活の実現と地域の振興

を図ろうとするものであり、整備の対象となる地域の要件、基本方針及び基本構想の作成、税制、財政、金融上の助成措置、公共施設の整備、農地法等による処分、国有林野の活用、港湾の水域利用等に対する配慮等について規定して  
います。

委員会におきましては、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大森理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会の各派共同提案に係る六項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第三号）

#### 要旨

本法律案は、特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく、治山、砂防、河川改修、道路防災、農地防災、土地改良等の対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

#### 委員長報告

一五六ページ参照

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四号）

#### 要旨

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和七十二三年三月三十一日まで十年間延長しようとする

るものである。

#### 委員長報告

一五六ページ参照

#### 関西文化学術研究都市建設促進法案（衆第二一号）

##### 要旨

本法律案は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化学術及び研究の中心となるべき都市を建設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関西文化学術研究都市は、京都府、大阪府、奈良県にまたがる五市三町の区域のうち内閣総理大臣が定める区域を地域とし、文化学術研究施設等の整備を行う「文化学術研究地区」と、関連施設の整備と環境を保全する「周辺地区」で構成すること。

二、内閣総理大臣は、関係府県知事の意見を聴き、関係行政機関の長と協議して、関西文化学術研究都市建設基本方針を定めること。

三、関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長等の意見を聴き、文化学術研究地区の区域及び文化学術研究施設の整備等を内容とする関西文化学術研究都市建設計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けること。

四、国及び地方公共団体は、建設計画の達成に資するため、関西文化学術研究都市の建設に必要な公共施設の整備及び必要な資金の確保等の援助に努めなければならないとともに文化学術研究地区に立地する文化学術研究施設等について課税の特例措置を講ずること。

#### 委員長報告

一六二ページ参照